

2018年1月4日

休眠預金等のお取り扱いについて

お客様 各位

労働金庫連合会

平素は〈ろうきん〉をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2018（平成30）年1月1日に施行されました「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）に基づき、同法が適用される休眠預金等につきましては、2019（平成31）年以降毎年一定の期日に預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第2条に規定する預金等であって、当該預金等に係る最終異動日等から10年を経過したものです。

2. 最終異動日等とは

休眠預金等活用法第2条第5項各号に規定する日です。

3. 異動とは

最終異動日等に係る異動は、以下の事由となります。

(1) 引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等、休眠預金等活用法施行規則第4条第2項に定める事由

(2) 休眠預金等活用法施行規則第4条第3項に定める事由で行政庁の認可を受けた以下の事由

- ① 預金者等の申出による預金通帳又は証書の発行、記帳（記帳する取引がない場合を除く。）、繰越
- ② 預金者等の申出による預金種類の変更

なお、商品種類ごとの認可事由は、次ページのとおりです。

預金等の種類	認可を受けた事由
普通預金	上記（２）の①および②の各事由
普通預金無利息型（決済用預金）	同 上
通知預金	上記（２）の①の事由
自由金利型定期預金	同 上

なお、休眠預金等活用法など参考法令は、以下のサイト等から確認をお願いします。

○電子政府の総合窓口（e-Gov）サイトの法令検索ページ

http://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/

○金融庁サイト

<http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20170303-1/02.pdf>